

令和 3 年第 1 回 広島市議会定例会提出案件
(令和 3 年度関係分)

予算案	条例案	その他の 議案	計
24 件	29 件	6 件	59 件

1 予算案

- (1) 令和 3 年度広島市一般会計予算
- (2) 令和 3 年度広島市住宅資金貸付特別会計予算
- (3) 令和 3 年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (4) 令和 3 年度広島市物品調達特別会計予算
- (5) 令和 3 年度広島市公債管理特別会計予算
- (6) 令和 3 年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (7) 令和 3 年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (8) 令和 3 年度広島市西風新都特別会計予算
- (9) 令和 3 年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (10) 令和 3 年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (11) 令和 3 年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (12) 令和 3 年度広島市競輪事業特別会計予算
- (13) 令和 3 年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (14) 令和 3 年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (15) 令和 3 年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (16) 令和 3 年度広島市開発事業特別会計予算
- (17) 令和 3 年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (18) 令和 3 年度元宇品町財産区特別会計予算
- (19) 令和 3 年度三入財産区特別会計予算
- (20) 令和 3 年度砂谷財産区特別会計予算
- (21) 令和 3 年度広島市水道事業会計予算
- (22) 令和 3 年度広島市下水道事業会計予算
- (23) 令和 3 年度広島市安芸市民病院事業会計予算
- (24) 令和 3 年度広島市一般会計補正予算 (第 1 号)

2 条 例 案

- (1) 広島市附属機関設置条例の一部
改正について（環境局）

南工場建替え等事業に係る事業者の選定に関する事項を審議するため、市長の附属機関として広島市南工場建替え等事業者選定審議会を設置するもの

施行期日 令和3年4月1日

- (2) 広島市個人番号の利用に関する
条例の一部改正について
（企画総務局）

（主な改正内容）

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例の制定に鑑み、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の独自利用事務等を追加するもの

施行期日 令和3年11月1日

- (3) 職員の特殊勤務手当に関する条
例の一部改正について
（企画総務局）

児童の福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給限度額を引き上げるもの

現 行	1か月につき6,500円の範囲内
改 正	1か月につき 2万円の範囲内

施行期日 令和3年4月1日

(4) 広島市衛生関係手数料条例の一部改正について（健康福祉局）

食品衛生法等の改正に伴い手数料を改めるもの

(主な改正内容)

飲食店営業許可手数料の改定

(例) 飲食店営業許可申請手数料
(現行) (改正)

1万6,000円 → 1万7,000円

施行期日 令和3年6月1日

(5) 広島市都市計画関係手数料条例
の一部改正について
(都市整備局)

(主な改正内容)

- 1 建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法が新たに認められたことに鑑み、当該方法により評価された省エネ性能が省エネ消費性能基準等に適合するかどうかの審査を受ける場合における建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料等の額を定める。

(例)

区 分	手数料の額
建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 非住宅床面積300㎡～1,000㎡未満で工場部分以外の場合	1件につき 30万2,000円

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料等を改定する。

(例) 標準入力法の場合

区 分	現 行	改 定
建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 1棟の建築物の非住宅部分	床面積300㎡～2,000㎡未満で工場部分以外の場合 1件につき 39万9,000円	床面積300㎡～1,000㎡未満で工場部分以外の場合 1件につき 30万2,000円
		床面積1,000㎡～2,000㎡未満で工場部分以外の場合 1件につき 39万円

施行期日 令和3年4月1日

(6) 広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について
(市民局)

特定非営利活動促進法の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和3年6月9日

(7) 広島市運動場条例の一部改正について (市民局)

運動広場を新設するもの

1 名称及び位置

名 称	位 置
広島市筒瀬運動広場	安佐北区安佐町大字筒瀬字岡田10823番地の4

2 利用料金の上限額

(例) 全体を専用する場合

1時間当たり 大人920円

施行期日 令和4年4月1日

(8) 広島市工業技術センター条例の一部改正について（経済観光局）

試験設備の更新に伴い、当該設備による解析に係る手数料の単位及び上限額を改めるもの

電子計算機による解析

現行	1件につき	4,820円
改正	1件1時間につき	5,010円

施行期日 令和3年4月1日

(9) 広島市漁船巻揚施設条例の一部改正について（経済観光局）

使用料の改定によるもの

(例) 漁船（3トン未満）

(現行) (改正)
1日につき 1,770円 → 1,940円

施行期日 令和3年4月1日

(10) 広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部改正について（健康福祉局）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

(主な改正内容)

養護老人ホーム等が書面により作成等を行うことが規定されている又は想定されるものについて、電磁的記録により行うことができることとする。

施行期日 令和3年4月1日

(11) 広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部改正について
(健康福祉局)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの

(主な改正内容)

軽費老人ホーム等が書面により作成等を行うことが規定されている又は想定されるものについて、電磁的記録により行うことができることとする。

施行期日 令和3年4月1日

(12) 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部改正について
(健康福祉局)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

(主な改正内容)

感染症や非常災害の発生時に、利用者に対し、継続的にサービスの提供を行うための計画の策定義務について、一定期間努力義務とする経過措置を定める。

施行期日 令和3年4月1日

(13) 広島市児童館条例の一部改正について (教育委員会)

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市飯室児童館	安佐北区安佐町大字飯室 1 5 4 4 番地の 1

施行期日 令和3年5月1日

(14) 広島市子ども医療費補助条例の一部改正について（健康福祉局）

補助対象者の範囲の拡大及び一部負担金の変更

1 補助対象者の範囲の拡大

区分	現行	改正
通院	小学3年生まで	小学6年生まで

- 2 保護者の前年の所得額が基準額（※）以上の未就学児の一部負担金の変更
※扶養人数2人の場合、給与所得371万2,000円

現行	1日1,000円を限度（月2日まで）
改正	初診料算定時1日1,000円を限度（月2日まで）

施行期日 令和4年1月1日

(15) 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について（健康福祉局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

（主な改正内容）

感染症や非常災害の発生時に、利用者に対し、継続的にサービスの提供を行うための計画の策定義務について、一定期間努力義務とする経過措置を定める。

施行期日 令和3年4月1日

(16) 広島市重度精神障害者通院医療
費補助条例の制定について
(健康福祉局)

補助制度を創設するもの

精神障害者保健福祉手帳1級を所持しており、かつ、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている者のうち一定の要件に該当するものに対し、通院に係る医療費の自己負担分を補助する。

施行期日 令和3年11月1日から施行し、令和4年2月1日以後に行われる診療等に係る医療費について適用する。

(17) 広島市こども療育センター条例
の一部改正について
(こども未来局)

広島市こども療育センター療育相談所の診療科目のうち眼科及び歯科を廃止するもの

施行期日 令和4年2月1日

(18) 広島市国民健康保険条例の一部
改正について（健康福祉局）

国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

（主な改正内容）

税制改正の影響による不利益が生じないよう、給与所得者等が2人以上いる世帯について、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準額の算定の特例措置を定める。

施行期日 令和3年4月1日

(19) 広島市介護保険条例の一部改正
について（健康福祉局）

（主な改正内容）

1 令和3年度から令和5年度までの各
年度の保険料率を定めるもの

対 象 者		現 行（年額）	改 正（年額）
生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		2万2,212円	2万2,500円
世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下		
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下		
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超	5万1,828円	5万2,500円
本人が市民税非課税（世帯の中に市民税を課税されている者がいる場合）	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	6万6,636円	6万3,750円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	7万4,040円	7万5,000円
本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円以下	8万1,444円	8万2,500円
	前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	9万2,550円	9万3,750円
	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	11万1,060円	11万2,500円
	前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	12万5,868円	12万7,500円
	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	13万6,974円	13万8,750円
	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	15万1,782円	15万3,750円
	前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	16万6,590円	16万8,750円
	前年の合計所得金額が1,000万円以上	18万1,398円	18万3,750円

2 介護保険法施行令の改正に伴うもの

税制改正の影響による不利益が生じないように、保険料率の段階の判定に係る合計所得金額の算定について、令和3年度から令和5年度までの特例措置を定める。

施行期日 令和3年4月1日

(20) 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部改正について（健康福祉局）

（主な改正内容）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

指定居宅サービス事業者等が書面により作成等を行うことが規定されている又は想定されるものについて、原則として、電磁的記録により行うことができることとする。

施行期日 令和3年4月1日

(21) 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（環境局）

市等以外の者による資源物の収集及び運搬を規制するもの

- 1 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。
- 2 持ち去り行為を行わないよう命じられた者が、これに違反して持ち去り行為を行った場合は、20万円以下の罰金に処する。

施行期日 令和3年10月1日

(22) 広島市火葬場等条例の一部改正
について（健康福祉局）

（主な改正内容）

- 1 施設の老朽化に伴い、火葬場を廃止するもの

名 称	位 置
広島市湯来火葬場	広島市佐伯区湯来町

- 2 葬儀場の利用者ニーズに応じた弾力的な使用が可能となるよう諸室ごとに時間当たり使用料を定めるもの

（例）葬儀場の大式場の使用料（死亡者が市民の場合）

1時間につき5,000円

施行期日 令和3年4月1日

(23) 広島市道路占用料徴収条例の一部改正について（道路交通局）

（主な改正内容）

道路占用料を改定するとともに、社会経済情勢等に鑑み軽減措置を講ずるもの

（例）

占用物件	現行	改正	軽減措置
第2種電柱 （1級地）	1本1年につき		令和3年度は現行の額に据置き
	2,100円	2,200円	
標識 （1級地）	1本1年につき		
	1,900円	2,100円	

施行期日 令和3年4月1日

(24) 広島市自転車等駐車場条例の一部改正について（道路交通局）

1 利用料金制を導入し、利用料金の上限額を定めるもの

(例)

区 分	現在の使用料の額	利用料金の上限額
登録利用（自転車） 1 か月につき	1,000円	2,000円の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額
一時利用（自転車） 1 日 1 回につき	100円	150円の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額

施行期日 令和4年4月1日

2 広島駅南口第二自転車等駐車場の位置を改めるもの

現 行	改 正
南区松原町	南区京橋町

施行期日 公布の日

(25) 広島市下水道条例の一部改正について（下水道局）

浄化槽法の改正に鑑み公共浄化槽を市営浄化槽に位置付けることに伴う規定の整備

施行期日 令和3年4月1日

(26) 広島市市営住宅等条例の一部改正について（都市整備局）

市営住宅及び市営住宅等附設駐車場を新設するもの

名 称	位 置
南観音住宅	西区観音新町二丁目
南観音住宅附設駐車場	

施行期日 公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日

(27) 広島市公園条例の一部改正について（都市整備局）

公園使用料を改定するとともに、社会経済情勢等に鑑み軽減措置を講ずるもの

(例)

区分	現行	改正	軽減措置
電柱	1本1年につき		令和3年度は現行の額に据置き
	1,400円	1,500円	

施行期日 令和3年4月1日

(28) 広島市立学校条例の一部改正について（教育委員会）

(主な改正内容)

本市及びその近郊の定時制及び通信制の課程に係る公立高等学校の再編に伴い、高等学校を廃止するもの

名 称	位 置
大手町商業高等学校	中区大手町四丁目
広島工業高等学校 (定時制の課程に限る。)	南区東本浦町

施行期日 令和3年4月1日

(29) 広島市火災予防条例の一部改正
について（消防局）

（主な改正内容）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴うもの

急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準に、全出力50キロワットを超える急速充電設備を屋外に設ける場合にあっては建築物から3メートル以上の距離を保つことを加える。

施行期日 令和3年4月1日

3 その他の議案

- (1) 広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
(企画総務局)

三次市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することによるもの

- (2) ・ (3) 広島市と廿日市市など2市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について
(企画総務局)

以下の2市町とそれぞれ連携を図る取組を追加することに伴うもの

市町名	追加する取組及び内容
広島県廿日市市	地域におけるにぎわいの創出 圏域におけるにぎわいの創出に向け、 海の玄関口である港のイベントの開催 などに取り組む。
山口県大島郡 周防大島町	

(4) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(企画総務局)

似島町辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するもの

(主な変更内容)

計画期間

変更前 令和2年度から令和4年度までの3年間

変更後 令和2年度から令和5年度までの4年間

(5) 広島高速道路公社定款の変更に係る同意について (道路交通局)

広島高速道路公社が国土交通省中国地方整備局長へ定款変更に係る認可の申請をすることに同意するもの

(変更内容)

基本財産の額の変更

変更前 A	890億7,960万円
変更後 B	908億2,960万円
増減 B - A	17億5,000万円

(6) 包括外部監査契約の締結について (監査事務局)

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1,731万5,000円

相手方 住所 廿日市市宮島口東一丁目
7番11号

氏名 なか がわ かず ゆき
中川 和之

資格 公認会計士

[追加提出予定案件]

(1) 広島県公安委員会委員の推薦の同意について (企画総務局)

任期満了によるもの

(2) 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について (財政局)

任期満了によるもの

(3) 広島市農業委員会委員の任命の同意について (経済観光局)

委員の辞任によるもの

[参考]

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について (市民局) 任期满了によるもの